

米英の教育に関する政策評価制度

塚原 修一*

1. はじめに

(1) 政策評価の展開

今次の行政改革の一環として、わが国の行政機関にも政策評価が導入された。すなわち、平成11年7月16日に改正された国家行政組織法の二条2において、「国の行政機関は、内閣の統括の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行う」とされた。これをふまえて、平成13年1月15日に総務省は『政策評価に関する標準的ガイドライン』（政策評価各府省連絡会議了承）をまとめ、平成13年度から政策評価が導入された。さらに、同年6月29日には「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が公布されて、政策評価が法制化された。

文部科学省は、平成13年3月15日に「文部科学省政策評価実施要領」（文部科学大臣決定）を作成して政策評価体制の整備をすすめ、同年6月4日には「平成13年度文部科学省政策評価実施計画」（政策評価会議決定）を策定し、政策評価に関する有識者会議を発足させて政策評価に着手した。

(2) 教育評価と政策評価

教育と評価はなじみが深く、個々の児童生徒に対する教員による評価が、学習評価として行われている。これと対比すれば、教育に対して、間接的な立場から行う評価が政策評価であるといえる。また、カリキュラムや学習到達度などの評価を教育評価と呼ぶこともある。これらは教育に関する政策評価でもあり、教育条件の改善などに資するものとされている。さらに、政策評価には、教育に関する高次の政策目標にかかわる評価が含まれる。すなわち、教育評価と教育に関する政策評価は、重なる部分もあるが同じではない。

その一方で、教育に関する政策評価は、他の行政分野にくらべて特別な性質があると考えられる。第1に、教育は人間の発達にかかわる活動であるから、教育政策の成果があらわれるまでにしばしば長期間を要する。第2に、教育政策には教育の条件整備にあたるものが含まれるが、これについては、政策が計画通りに実施されることと、教育の成果があがることとの間に距離がある。第3に、日本では教育の実施は主として地方自治体などの任務であり、国は、基準の設定、環境整備、指導助言、国庫負担金の支出など、間接的な役割をはたす。そのため、教育に関する政策評価を、国と自治体でどのように分担するかという問題がある。

これらのことから、教育と評価はなじみが深いにも関わらず、教育に関する政策評価は必ずしも簡単な課題ではないものと予想される。

* 高等教育研究部 総括研究官

2. 調査研究の枠組

(1) 調査研究課題の設定

政策評価の導入に先だつ平成12年度に、文部省は「教育行政における諸外国の評価制度およびその実施状況等に関する調査研究」を企画し、国立教育政策研究所の所員7名からなる研究チームがこの委託研究を受託した⁽¹⁾。その趣旨は、上記のような教育に関する政策評価の特殊性にかんがみ、諸外国の「教育行政における政策評価制度のねらい、使用する評価手法、所期の目的をどれほど達成しているかを調査研究し、日本に導入するさいの参考に供する」⁽²⁾ことにある。これの受託にあたり、委託元の下承を得て調査研究の対象をアメリカ合衆国とイギリス（イングランド）に限定した。その理由は、この両国が、いわゆる大国のなかで政策評価の先進事例とみなされることから、時間と費用と人手の制約のなかで最適な調査対象であると判断したことによる。

この調査研究の主な内容は、文献調査、ウェブ調査、外国訪問調査からなり、まず、国内で入手可能な文献等の収集分析と、国内での聞き取り調査を実施した。これと並行して、ウェブ調査として、インターネットにより外国の関係機関のホームページを調査した。このうち、文献調査とウェブ調査は平成12年6月から開始し、委託研究契約が成立した11月から平成13年3月までに外国訪問調査を実施した。本稿はそれらの成果の一部をまとめたものであり、研究チームを代表して塚原が執筆した⁽³⁾。

(2) 文献調査の結果

最近、政策評価に関する文献が日本でもかなり刊行されている。しかし、文献調査を実施した範囲内では、教育に関する政策評価を主題としたものはほとんどなかった。また、教育分野では、アメリカやイギリスを対象とした研究が日本でも少なくない。しかし、両国における最近の政策評価をとりあげた論文は、調査した範囲では見あたらなかった⁽⁴⁾。

ERICは、教育分野の世界的な文献データベースのひとつである。これを調査した結果、評価（evaluation, appraisal, assessmentなど）をキーワードとした文献が数多く検索された。しかし、そのほとんどは教育評価や学校評価を主題とするもので、教育に関する政策評価についての適当な文献は見出せなかった。その理由は、政策評価に関する文献であっても、政策の対象別ないし課題別に分類されたためではないかと思われる。

以上のことから、教育に関する政策評価について教育学文献の側から先行研究を探索するのは非効率と判断し、評価を担当する部局に調査の重点をうつした。

(3) 調査対象部局の選択

政策を評価するという考え方は、けっして新しいものではない。いつの時代でも、新しい政策が打ち出されるのは、それまでの政策では不十分との判断にもとづくものであろう。この判断を、従来の政策に対する事後評価と言いかえても不自然ではない。また、立案された政策のすべてが実現するわけではなく、日本の例をあげれば、省議、予算折衝、国会の議決などの過程で政策案が選別淘汰される。これを政策の事前評価と言いかえても不自然ではなからう。

今日につながる事項に限定しても、アメリカ合衆国政府が1970年頃に一時的に導入した、PPBS（Planning Programming Budgeting System）という例がある。しかし、今日の本格的な政策評価体制は、アメリカ、イギリスとも、最近に整備されたものであった。そのため、教育に関する政策評価の担当部局を確定することが最初の調査課題のひとつとなった。

予備調査の結果から、以下のことが明らかになった。まず、アメリカについては、連邦政府の教育省と州政府の教育省が政策評価を実施していた。そのほか、連邦と州の中間に位置する州際組織が州相互の協力や情報交換の場となっていた。一方、イギリスでは、国の教育雇用省が教育に関する政策評価を実施するとともに、教育水準局が地方教育当局を対象として視察を行っていた。そこで、これらの機関をウェブ調査と訪問調査の重点とした。なお、訪問調査においては、教育に関する政策評価に見識ある大学人等もあわせて対象とした⁵⁾。

3. アメリカの状況

アメリカでは、教育行政の権限は連邦政府よりも州にあり、連邦政府の任務は機会均等の保証、卓越した教育の追求などに限定されている。教育に関する連邦政府の最初の政策評価は、就学援助政策（1965年に法制化）を対象としたものであった。教育に関する政策評価はその後も行われたが、政府業績成果法（後述）に対応して、新しい体系的な評価体制に移行した。一方、州政府でも1960年代に学習到達度評価が開始され、その対象をカリキュラムなどに拡大して今日にいたった⁶⁾。

(1) 連邦政府の教育省

アメリカでは、連邦政府の各省は、1993年に成立し、1997年に完全実施された政府業績成果法（The Government Performance and Results Act）にもとづいて業績評価を行い、『年次達成計画書』（*Annual Performance Plan*）と『施策達成度報告書』（*Program Performance Report*）を作成する義務がある。連邦教育省では、次官補官房の計画・評価部（Planning and Evaluation Service, Office of Under-Secretary, Department of Education）が教育に関する政策評価を担当している。計画・評価部がまとめた連邦教育省の『施策達成度報告書』は2巻構成で、第1巻では、教育省の施策を上位から順に、1項目の「使命」、4項目の「目標」、22項目の「目的」という3層構造に体系的に編成して達成度を示していた。第2巻では、個別施策ごとに、それぞれ達成度を示していた。連邦教育省の「使命」と「目標」は以下の通りである。

使 命「全ての子どもに等しく学ぶ機会を保証し、卓越した教育を追求する」。

目標1「全ての子どもが挑戦的な学業水準に達するよう支援し、責任ある市民となる準備や、学習を継続したり生産的な職業につくための準備ができるようにする」。

目標2「全ての子どもの学習のために堅固な基盤を形成する」。

目標3「高等教育および生涯学習へのアクセスを確保する」。

目標4「結果やサービスの質、顧客満足度に焦点を合わせることで、教育省を高い実績を上げる組織とする」。

この、「使命」、「目標」、「目的」のあいだには、連邦教育省の「使命」を達成する手段が「目標」であり、「目標」を達成する手段が「目的」という階層的な関係がある。第2巻に記載された個別施策を、上記の階層構造にそくして整理しなおしたものが第1巻であるといっても過言ではあるまい。

上記の報告書は基本的には達成度の測定結果であり、それにより深い分析をくわえたものが政策評価に相当する。計画・評価部は、かねてから教育に関する政策評価を実施し、その成果を『評価

隔年報』(*Biennial Evaluation Report*、最新刊は23号)として刊行していたが、1993年以降は、政府業績成果法をふまえた新しい現行の評価システムに移行した。

計画・評価部において、政策評価に関わる常勤の専門職員は約40人であり、そのほかに事務職員や非常勤職員・非常勤顧問などがある。政策評価の経費は、個別施策の経費にあらかじめ組み込まれて、置き置かれている場合がある。連邦レベルの比較的大きな施策では、施策総経費の1%が目安であるという。なお、州レベルの比較的小さな施策では、5~20%が目安であるという。

政策評価の多くは外部委託されている。教育政策については、そうしたプロジェクトを受託できる教育省の外部の組織が政策評価の基盤を構成している。連邦政府が設置した地域教育研究所(Regional Educational Laboratory、全米に10機関あり、それぞれ5州ほどを担当する)、シンクタンク、コンサルタント、教育に関する政策評価の専門家を養成する修士および博士の大学院などがそれである。スタンフォード大学やカリフォルニア大学バークレー校の大学院では、シンクタンク等へ出向いての見習い訓練をとりいれるなど、卒業後の進路にも配慮した実践的カリキュラムを採用していた。

(2) 州政府の教育省

アメリカの教育行政の主たる権限は州や学区にあり、各州が独自の政策を展開している。同時に、州の相互の情報交換や協力も活発である。全米教育長協議会(The Council of Chief State School Officers)、全米州教育協議会(Education Commission of the States)、前述の地域教育研究所などの、連邦と州の中間に位置する州際機関がその舞台となり、政策評価についても個別の州をこえた知見が提供されている。

訪問したいくつかの州では、州政府の教育省に政策評価部局がつくられていた。その規模は州によって異なるが、専門職員が数人から20人程度であった。州の評価部局では、政策評価だけでなく、カリキュラム評価や生徒の学習到達度評価なども行っていた。州の教育省が教育現場に近いことも理由と思われるが、評価を受ける側の理解を深める活動や、評価の弊害の防止に力が注がれていた。

4. イギリスの状況

イギリスでは、イングランドのみを調査対象とした。イングランド全土には150ほどの地方教育当局(Local Education Authority)があり、各地区の公立学校の設置と維持にあたっている。一方、国の教育雇用省(Department for Education and Employment)は、公教育制度全般を指揮統制するとともに、全国共通カリキュラムの策定を担当している。地方行政府は過去10年ほどの間に事業規模を縮小し、今日では事業の遂行より監督を主な任務としている。なお、教育雇用省は平成13年6月に雇用部門を分離して教育技能省(Department of Education and Skills)となったが、本稿では調査時点のことを記述する。

(1) 教育雇用省

1997年に誕生した労働党政権は、教育を重視するとともに、「実証的裏付けのある政策決定」(evidence-informed policy making)を提唱した。教育雇用省においても従来の政策決定方式が批判され、あわせて、従来の教育学研究が教育政策や学校教育の改善に役立っていないことが批判された。これらにかわって、教育成果の測定を重視する現行の政策評価が推進された。

教育に関する教育雇用省の政策評価は、財務分析事業局分析事業課（Analytical Services, Finance and Analytical Services Directorate）が担当している⁷⁾。この課の任務は、政策の成果や改善すべき点を政策立案部局に提示することであり、政策立案部局の予算を評価事業に使用することがある。そのためか、省内向けに政策評価の意義を広報する活動に積極的であった。分析事業課の規模は250人で、構成員は経済学やオペレーションズ・リサーチの専門家が多い。イギリスでは、人文社会系の専門家は概して数量分析を好まないため、このような分野の専門家を採用しているという。この課では、約70件の評価プロジェクトを運営していた。

分析事業課の評価活動の多くは外部委託され、アメリカと同様に、プロジェクトを受託できる外部の組織が教育に関する政策評価の基盤となっている。その例として、全国教育研究財団（National Foundation for Educational Research）、ロンドン大学に新設された4つの研究センターなどがある。4つのセンターとは、教育経済学センター（Centre for the Economics of Education）、学習のより広い利益に関する研究センター（The Centre for Research on the Wider Benefits of Learning）、教育効果の経時的な研究センター（The Centre for Longitudinal Studies）、政策・実践のための証拠情報調整センター（Evidence for Policy and Practice Information and Co-ordinating Centre）である。

イギリス政府にも成果業績指標があり、教育雇用省の教育部門では3つの目的と23の指標によって二層構造に整理されている⁸⁾。このほか、教育水準局（後述）とシュア・スタート（恵まれない地域を対象に、子どもが初等教育を受けられるように家族を支援する政府事業）について、それぞれ別途に目的と指標が設定されている。しかし、これらの成果業績指標はアメリカほど体系的につくられてはいない。むしろイギリスの特色は、上記の研究センターなどにおいて、教育政策の有効性を中心にきわめて学問的な評価研究が活発に行われていることである。

（2）教育水準局

教育水準局（The Office for Standards in Education）は、非省庁型の公共機関（Non-Departmental Public Bodies）のひとつである。その事業として学校視察がよく知られているが、1997年には視察の対象を地方教育当局にまで拡大した⁹⁾。これは、地方教育行政を国家レベルで評価することにあたる。教育行政の効率化を目的として全国共通の枠組によって視察を行うが、地方教育当局への評価は、地域の多様性を理解したうえで明確な目標を定めて行われる。視察にたずさわる視学官の募集や教育も、教育水準局の事業に含まれる。

地方教育当局を対象とした視察では、学校改善、教育機会、特別教育の提供（Special Educational Provision、障害児教育だけでなく学習障害を持つ子どもも対象とする）、戦略的経営などについて42の評価項目が用意され、1ヶ月の資料調査、3週間の現地視察をへて、視察報告を作成して総合評価を行う。視察報告に対して、地方教育当局は今後の行動計画を提出しなければならない。

これまでの視察報告の総括によれば、不振に陥っている地方教育当局は、教育サービスの利用者よりもその提供者の利害を優先する傾向があった。このやり方を改めて、自らを市場の規律に委ね、顧客に目を配る必要があるという。また、地方教育当局は、学校改善にさらに積極的に取り組むべきだとしている。

5. 両国の共通点と特色

文部科学省の委託により、アメリカ合衆国とイギリス（イングランド）を対象として、教育行政における政策評価制度などを調査した。その結果を整理すれば次のようになる。

- (1) 政策評価のねらいは、アメリカでは施策の成果と改善すべき点を明らかにすること、イギリスでは「実証的裏付けのある政策決定」のためとされるが、いずれも、日本における政策評価のねらいとほぼ同様である。さらにアメリカの場合は、政府業績成果法との関係で、施策の達成度の体系的測定にも力が注がれていた。両国の相違点として、アメリカでは教育に関する政策評価が政策業務の一環として定型化されているような印象を受けた。これに対して、イギリスでは教育に関するきわめて学問的な政策評価が大学内の研究センターで進められていた。
- (2) 両国とも、政策評価部局に多大な費用と人員をあてていた。費用面では、政策評価部局が独自の予算をもつほか、個別施策の予算にあらかじめ評価の費用を組み入れておく場合があった。両国とも、政策評価部局が実施する内部評価と、外部機関が実施する外部評価を行っていた。政策評価プロジェクトの多くは外部委託されていたが、それを受託できる研究機関、大学などが数多く存在していた。日本の場合には政策担当部局がみずから政策評価を行う体制なので直接の比較はむずかしいが、日本の政策評価部局の陣容が数名程度であるのに対して、両国とも人員面では桁違いの規模を有していた。また、アメリカでは、修士課程や博士課程の大学院で、政策評価の専門家を養成していた。評価ないし政策評価が専門的な活動であることは明らかであり、アメリカには評価の専門家がつどう歴史ある学会が存在する。日本においても、政策評価の基盤の形成が急務であると言える。
- (3) 訪問した両国のどの機関からも、使用する評価手法はさまざまであるとの回答があった。費用効果分析ばかりでなく、その前段階ともいえる達成度の測定によって評価がなされる場合も少なくなかった。イギリスの教育水準局が地方教育当局を視察する場合には、評価項目があらかじめ指定されていたが、総合評価の重点をどこにおくかは視察の過程で視察チームが決定していた。今回の調査研究は評価手法に関する探索を主題としていないが、眼にした範囲内では、定性的な評価手法がかなり活用されているとの印象を受けた。定量的評価を追求するばかりでなく、教育にふさわしく、かつ実行可能な評価手法を探索することもひとつの方策であろう。
- (4) 今日でも、多くの教育活動は、その内的メカニズムが完全には解明されていない、いわゆるブラック・ボックスのままである。このことの解明が求められることは言うまでもない。同時にそれゆえ、費用便益分析のような手法の機械的適用には批判的な意見が多く、教育の過程や教育政策の実態をよく知った上で教育に関する政策評価にあたるべきだという声が多かった。
- (5) 政策評価は新しい概念ではないが、その本格的な導入は、少なくとも教育分野では両国とも比較的新しく、政策評価の経験から学習している段階にある。したがって、現行の政策評価の方式が決定版とは言えない可能性がある。政策評価の先進国である両国の経験に学ぶばかりでなく、日本における政策評価の経験を整理分析して世界に紹介し、相互に学習しあうことが今後の望ましいあり方であるようにみえる。

本調査研究によって得られた知見から個人的な考察を行うならば、以下のように考えられる。

- (1) 政策評価を実施するさいの問題点のひとつとして、どれほどの期間をかけて政策評価の作業を行うかという選択がある。一般論として、政策評価に長期間（たとえば数年）をついやせば、学術研究の成果にも劣らない高水準の評価結果を得ることができようが、政策の機敏な展開に対応できるのか心配がある。その一方で、政策評価を短期間（たとえば数ヶ月）で完了すれば、

その結果を新たな政策に反映させられるが、拙速では結果の信頼性に疑いを招きかねない。どちらにも長短があるが、調査対象とした両国は、この両方を並行して実施しているといえる。日本の場合、政策評価の制度化によって迅速な評価は実施されることとなったが、もう一方の本格的な政策評価をどのように実施するのかはまだ明確になっていない。大学や研究機関が中心となって、その体制をととのえることが求められているのではなかろうか。

- (2) 政策評価が教育実践におよぼす影響は多面的である。まず、政策評価は政策の改善をめざすものであるから、そのかぎりでは教育実践に資するものといえる。とはいえ、政策評価が注目されるのは、行政改革や財政再建のための手段としてであることが少なくない。これらは、教育実践に対する公的資源配分を抑制する要因であり、そのことが政策評価の導入と同時並行的にすすむことになるが、政策評価が公的資源配分を抑制する原因であるわけではない。政策評価が教育実践におよぼすもうひとつの影響は、政策のさまざまな成果の測定が教育実践の場に求められることである。このことが、教育実践にかかわる業務負担を増すことが考えられる。

注

(1) 研究チームは政策評価調査研究会と称し、以下の7名から構成される。塚原修一（高等教育研究部総括研究官、代表）、河合 久（研究企画開発部企画調整官）、佐々木毅（国際研究・協力部総括研究官）、澤野由紀子（生涯学習政策研究部総括研究官）、名取一好（教育課程研究センター基礎研究部総括研究官）、橋本昭彦（教育政策・評価研究部総括研究官）、渡部宗助（教育政策・評価研究部長）。

(2) 委託研究実施計画書より引用。

(3) 報告書は、政策評価調査研究会（研究代表者 塚原修一）『教育行政における諸外国の評価制度およびその実施状況等に関する調査研究』2001年として刊行されている。以下では『報告書』と記す。本稿は、その第1章、塚原修一「調査研究の概要と主要な結果」を改訂したものである。

(4) 和文の文献リストは、『報告書』の113-129頁にある。そこには、国立国会図書館の雑誌記事索引から検索した320件の論文を列挙したが、刊行年が1998年以降のものが8割弱をしめていた。単行本についても、少なくない数が刊行されているが、そのほとんどは自治体における一般的な政策評価を対象としていて、本稿の課題である国の政策評価を対象としたものは少ない。その例外的な先行業績として、政策評価研究会『政策評価の現状と課題 新たな行政システムを目指して』木鐸社、1999年は国の政策評価を対象としている。これは、通商産業省内に設けられた研究会の報告書を基礎として市販したものである。また、喜多村和之（編）『高等教育と政策評価』玉川大学出版部、2000年は教育政策の評価を対象としている。

今次の行政改革の趣旨は行政部門の規模縮小にあり、その活動を政策の企画立案評価と実施に区分し、前者は国の任務とするが、後者は地方自治体に移管したり民間に委託して、国の行政機関から切り離す方向で再編成が行われた。本文に記したように、教育の実施は主に自治体の任務であり、国の主な任務は教育にかかわる基準設定、環境整備などにある。そのため、教育に関する政策評価のあり方が、国と自治体ではかなり異なるものと考えられる。

(5) 訪問調査の対象は、アメリカについては、連邦政府教育省、連邦政府の地域教育研究所、全米州教育協議会、オレゴン州教育省、カリフォルニア州教育省、スタンフォード大学、カリフォルニア大学パークレー校、ミシガン大学、ミシガン州立大学、イギリスについては、教育雇用省、教育水準局、全国教育研究財団、地方政府連合、ロンドン大学である。

(6) アメリカに関する記述は、『報告書』の第2章、橋本昭彦「アメリカ合衆国政府の教育に関する政策評価」、第3章、橋本昭彦、河合 久「アメリカの州レベルの教育に関する政策評価」、第4章、澤野由紀子「アメリカの大学院における政策評価の専門家養成」による。ここでの記述は主に以下の資料にもとづいている。連邦教育省の施策達成目標と達成状況に関する報告書は、第1巻の施策横断編が、U. S. Department of Education, *U. S. Department of Education Volume 1 Department-wide Objectives: 1999 Performance Reports and 2001 Plans*, U. S. Department of Education, 2000、第2巻の個別施策編が、U. S. Department of Education, *U. S. Department of Education Volume 2 Individual Programs: 1999 Performance Reports and 2001 Plans*, U. S. Department of Education, 2000。州政府と州際機関については、主に訪問調査時の聞き取りによる。

(7) 教育雇用省に関する記述は『報告書』の第6章、澤野由紀子「イギリス政府の教育に関する政策評価」による。本稿での記述は主に以下の資料にもとづいている。分析事業課の活動については教育雇用省の年報、Department for Education and Employment and Office for Standards in Education, *Departmental Report: The Government's Expenditure Plans 2000-01 to 2001-02*, The Stationery Office, 2000。省内向けの政策評価の広報活動は、Analytical Services, *A Guide to Evaluation in DfEE*, Analytical Services, 1997, revised edition 1998。

(8) Her Majesty's Treasury, *The Government's Measures of Success: Output and Performance Analyses*, March 31 1999。総務省行政評価局政策評価官室『政策評価関係資料・諸外国の政策評価の実例』2001年、255-390頁に英国の「各省庁のOPA指標一覧」として翻訳されている。教育雇用省の部分は263-268頁。

(9) 教育水準局に関する記述は『報告書』の第6章、佐々木毅「イギリスの教育水準局と教育に関する政策評価」による。本稿での記述は主に以下の資料にもとづいている。イギリスの非省庁型公共機関全般については、沖 清豪「イギリスの教育行政機関における公共性 非省庁型公共機関(NDPB)とそのアカウントビリティ」、『教育学研究』67巻4号、397-405頁、2000年。教育水準局の活動全般については年報、The Office of Her Majesty's Chief Inspector of Schools, *The Annual Report of Her Majesty's Chief Inspector of Schools: Standards and Quality in Education 1999-2000*, The Stationery Office, 2001。地方教育当局を対象とした視察の枠組は、The Office of Her Majesty's Chief Inspector of Schools and The Audit Commission, *LEA Support for School Improvement: Framework for the inspection of Local Education Authorities*, The Office for Standards in Education, 2000。視察の評定基準は、The Office of Her Majesty's Chief Inspector of Schools and The Audit Commission, *Inspection of Local Education Authorities: Grade Criteria for Inspection Judgments*, The Office for Standards in Education (刊行年を記載せず)。地方教育当局にかなり共通した成果や問題点の整理は、The Audit Commission and The Office for Standards in Education, *Local Education Authority Support for School Improvement*, The Stationery Office, 2001。なお、教育水準局に関する最近の先行研究として以下のものがあるが、いずれも学校視察を主題としている。高妻紳二郎「イギリスにおける勅任視学官(HMI)の役割機能の現代的変容過程に関する一考察 教育行政上の独立性の確保とその実相をめぐって」、『日本教育行政学会年報』21、268-280頁、1995年、坂本真由美「英国におけるOFSTEDのSchool Inspection 教師の意識調査に見るその意義と問題点」、『九州教育学会研究紀要』24巻、181-188頁、1996年。